安全データシート　『 ソフランーＲ　２１０－３５ＩＫ』

（制定日:令和１年９月５日　　改訂日:令和　　年　　月　　日）

１．化学物質等及び会社情報

製 品 名　　：ソフランーＲ　２１０－３５ＩＫ
会 社 名　　：積水ソフランウイズ株式会社
住 所　　：兵庫県加古郡稲美町六分一１１７６
担 当 部 署　：技術本部
電 話 番 号　：０７９－４９２－３２０９　　ＦＡＸ番号 ：０７９－４９２－７２０２
緊 急 連 絡 先 ：上記担当部署と同じ
管 理 番 号　：ＭＳＺ１－０２３９

２．危険有害性の要約

① ＧＨＳ分類　（記載のない項は、区分外、分類対象外または分類できない）

健康に対する有害性	【急性毒性（経口）】	＝　区分４
	【急性毒性（経皮）】	＝　区分３
	【急性毒性（吸入；蒸気）】	＝　区分３
	【皮膚腐食性・刺激性】	＝　区分２
	【眼に対する重篤な損傷／眼刺激性】	＝　区分２Ａ
	【生殖細胞変異原性】	＝　区分２
	【特定標的臓器／全身毒素（反復ばく露）】	＝　区分２
	【水生環境急性有害性】	＝　区分３
	【水生環境長期間有害性（慢性有害性）】	＝　区分３

② ＧＨＳラベル要素

絵表示又はｼﾝﾎﾞﾙ		注意喚起語	危　険
危険有害性情報	・飲み込むと有害 ・皮膚に接触すると有害 ・吸入すると有毒 ・皮膚刺激 ・強い眼刺激 ・遺伝子疾患のおそれの疑い ・長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害のおそれ ・水生生物に有害 ・長期継続的影響により水生生物に有害		

注意書き	（安全対策） ・取り扱い後は手をよく洗うこと。 ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 ・保護手袋又は保護衣を着用すること。 ・保護面を着用すること。 ・粉じん、煙、ｶﾞｽ、ﾐｽﾄ、蒸気、ｽﾌﾟﾚｰを吸入しないこと。 ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・指定された個人用保護具を使用すること。 ・環境への放出を避けること。
	（応急措置） ・飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。 ・口をすすぐこと。 ・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。 ・気分悪いときは医師に連絡すること。 ・汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。 ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・医師に連絡すること。 ・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。 ・皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。 ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外すこと。その後も洗浄を続けること。 ・眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・暴露又は暴露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。 ・気分が悪いとき、医師の診断、手当てを受けること。
	（保管） ・換気の良い場所で保管すること。容器を密栓しておくこと。 ・施錠して保管すること。
	（廃棄） ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

３．組成、成分情報

単一製品・混合物の区別　：　混合物
化学名　：　ブレンドポリオール
含有量　：　100%

【労働安全衛生法】
表示対象物質（第 57 条）　：　該当物質は含まない。

通知対象物質（第 57 条の 2）　：　該当物質は含まない。

４．応急措置

［吸入した場合］
・空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
・気分が悪いとき、医師の診断、手当てを受けること。
・医師に連絡すること。

［皮膚に付着した場合］
・多量の水と石鹸で洗うこと。
・気分が悪いときは医師に連絡すること。
・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

［目に入った場合］
・水で数分間注意深く洗うこと。
次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外すこと。
その後も洗浄を続けること。
・直ちに医師に連絡すること。

［飲み込んだ場合］
・気分が悪いときは医師に連絡すること。
・口をすすぐこと。

５．火災時の措置

［消火剤］
粉末ドライケミカル、二酸化炭素、泡消火剤、大量の噴霧水

［使ってはならない消火剤 ］
棒状水

［特定の消火方法］
・二酸化炭素又は粉末ドライケミカルで初期消火にあたる。
・火災が広がった場合は大量の噴霧水で消火する。
・着火していないドラム、設備等に放水し、延焼・過熱、破裂の防止に努める。

［消火を行う者の保護］
・消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク）を着用する。
・可能な限り風上から行い有毒なガスの吸入を避ける。

６．漏出時の措置

［人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置 ］
・流出場所の外周をロープで囲み、「火気厳禁」、「立ち入り禁止」の標示を行う。
関係者以外は近づけず、風上等の安全な場所に避難させる。
・関係者は適切な保護具を着用し、作業を行う。

［環境に対する注意事項］
流出液が下水溝、河川に流れない様に注意する。

［除去方法］
・流出した液の周囲を土砂などで囲み、流出液の拡大を防止する。
・漏れた液は、可能な限り安全な容器に回収し産業廃棄物として処理する。
・残りの液は、おが屑、布または砂に吸わせる。
・汚染されたおが屑などは、ポリ袋などにいれて産業廃棄物として処理する。
また、土砂などを取り除いた跡は、丁寧に掃除しておく。

７．取扱い及び保管上の注意

【取扱い】

［技術的対策］

・「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
・屋内の取り扱い場所には局所排気装置などを設置して換気をよくする。

［注意事項］

・使用前に取扱説明書を入手すること。
・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
・接触、吸入又は飲み込まない。
・取扱い後はよく手を洗う。
・屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。
・汚染された作業衣は作業場から出さない。
・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

［安全取扱いと注意事項］

・取扱い後は、手、顔などをよく洗い、うがいをする。
・緊急時に備えて、十分な数の保護具を常備する。
・容器の取り扱いは転倒・落下に注意する。

【保管】

［技術的対策］

・通気の良い場所で密栓保管する。
・屋内貯蔵所は防火構造で十分換気できるようにする。
・床材は非吸収性の材料とする。
・取り扱うために必要な採光、照明の設備を設ける。

［適切な保管条件］

・容器を密閉して換気の良い冷所で保管する。
・施錠して保管する。
・火気厳禁、関係者以外立入禁止の標識を掲示する。

８．暴露防止及び保護措置

［設備対策］

・取扱う設備は密閉式が好ましい。
　使用に際して蒸気またはミストが発生する場所には局所排気装置などを設置して換気をよくする。
・作業者は適切な保護具を着用して作業を行う。
　また、取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
　床材は非呼吸性の材料とする。

［保護具］

・手の保護具　　：ゴムまたはプラスチック製保護手袋（不浸透性）
・目の保護具　　：側板付保護眼鏡
・皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣及び作業靴

［衛生対策］

・取扱い後はよく手を洗う。
・汚染された作業衣は作業場から出さない。

９．物理的及び化学的性質

・外 観　　：淡褐色液体
・液比重　　：１．１２(at20℃)
・臭 気　　：若干のアミン臭

・溶解性　：　アセトン・ベンゼン・トルエン・クロロベンゼン・メチレンクロライド・酢酸エチル・エタノールなどの有機溶剤に可溶
・引火点　：　検出できず

１０．安定性及び反応性

通常の状態で安定である。

１１．有害性情報

・急性毒性（経口）　：　入手データから『区分４』と判断した。
・急性毒性（経皮）　：　入手データから『区分３』と判断した。
・急性毒性（吸入:ガス）　：　情報がなく『分類できない』とした。
・急性毒性（吸入:蒸気）　：　入手データから『区分３』と判断した。
・急性毒性（吸入:粉じん､ﾐｽﾄ）　：　情報がなく『分類できない』とした。
・皮膚腐食性・刺激性　：　入手データから『区分２』と判断した。
・眼に対する重篤な損傷・刺激性　：　入手データから『区分２Ａ』と判断した。
・呼吸器感作性又は皮膚感作性　：　入手データから『区分外』と判断した。
・生殖細胞変異原生　：　入手データから『区分２』と判断した。
・発がん性　：　入手データから『区分外』と判断した。
・生殖毒性　：　入手データから『区分外』と判断した。
・特定標的臓器・全身毒素（単回ばく露）　：　入手データから『区分外』と判断した。
・特定標的臓器・全身毒素（反復ばく露）　：　入手データから『区分２』と判断した。
・吸引性呼吸器有害性　：　情報がなく『分類できない』とした。

１２．環境影響情報

・水生環境急性有害性　：　入手データから『区分３』と判断した。
ただし、本混合物の成分約85.00%については水生環境有害性が不明である。
・水生環境慢性有害性　：　入手データから『区分３』と判断した。
ただし、本混合物の成分約71.28%については水生環境有害性が不明である。
・オゾン層への有害性　：

１３．廃棄上注意

［残余廃棄物］
・都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

［汚染容器及び包装］
・都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

１４．輸送上の注意

輸送前に容器の栓が確実に施され、漏れが無いことと及び該当法規に定める所定の表示がなされていること確認し、容器の破損がないように積み込んで荷崩れの防止を確実に行う。
・陸上輸送　：　消防法、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に定められている運送方法に従う。
・海上輸送　：　船舶安全法に定められている運送方法に従う。
・航空輸送　：　航空法に定められている運送方法に従う。

１５．適用法令

［化審法］
・特定化学物質（第１種、第２種）　：　該当なし
・監視化学物質　：　該当なし
・優先評価化学物質　：　該当なし

［労働安全衛生法］
・表示対象物質（法第 57 条､）　：　該当なし

・通知対象物質（法第 57 条の 2）：　該当なし

・特定化学物質化学物質障害予防規則　：　該当なし

・有機溶剤中毒予防規則　：　該当なし

・指針･通達物質（既存変異原化学物質等）：　該当なし

［毒物及び劇物取締法］　：　該当なし

［化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法)］　：　該当なし

［消防法］　：　危険物非該当

１６．その他の情報

引用文献

１）ウレタン原料工業会：　ポリウレタン原料について－安全取扱いの手引－(2014)
２）ウレタン原料工業会：　ポリオール（ＰＰＧ）輸送管理指針(2015)
３）ウレタン原料工業会：　ポリウレタン原料工業の概要(2005)

○ 記載内容は、現時点で入手出来る情報に基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。含有量、物理化学的性質等は保証値ではありません。
また、注意事項は通常の取扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施して下さい。